

ニュースレター第23号 ー 発送のご挨拶 ー

代表弁護士の宮田卓弥です。

「ニュースレター第23号」を送付させていただきます。

晩秋の候、皆様いかがお過ごしでしょうか。

これからインフルエンザが流行する季節となりました。当事務所では加湿器や空間を除菌できるものを配置するなどして、事務所全員で予防に努めております。

皆様におかれましても、体調管理に注意していただき、年末に向けてお元気にお過ごしください。

## ピックアップLAW NEWS

『ストレスチェック、受動喫煙防止対策の義務化ー労働安全衛生法改正ー』

### 1. 労働安全衛生法

昨年「労働安全衛生法の一部を改正する法律」が国会で成立しました。労働安全衛生法とは、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする法律です。

今回の改正法では、化学物質管理のあり方の見直しや、重大な労働災害を繰り返す企業への対応等大きく6つの改正ポイントがありますが、今回はその中でも2点を説明します。



### 2. ストレスチェックの実施等の義務化（本年12月1日施行）

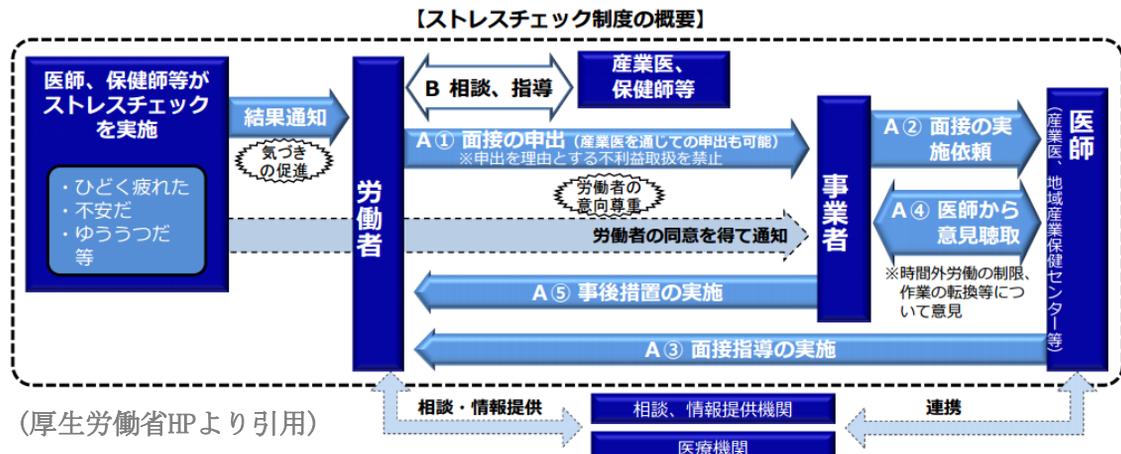
労働者の心理的な負担の程度を把握するための、医師、保健師等による検査（ストレスチェック）の実施を事業者に義務付けることとなりました。

これまで、同法にて会社は従業員に対して、健康診断を受けさせる義務が定められていましたが、これに加えてストレスチェックを受けさせる義務を加えた形になります。

これは、精神障害の労災認定件数が3年連続で過去最高を更新するなど、近年労働災害としての精神障害が増加していることが背景にあります。ストレスチェック後、労働者の希望に応じて医師による面接指導を実施し、その結果、医師の意見を聞いた上で、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じなければならないとされています。

もっとも、従業員50人未満の事業場については当分の間は努力義務とすることになっています。

2枚目へ続きます▶▶



## 3. 受動喫煙防止措置（本年6月1日施行）

近年、様々な場所で分煙化、禁煙化が進んでいますが、会社においても、受動喫煙防止のため、事業者および事業者の実情に応じ適切な措置を講ずることを事業者の努力義務とすることとなりました。これまでも指針等で喫煙対策が厚労省により示されてはいましたが、法律で規制することにより位置づけなおしたものです。



今回の法改正はもともと改正案の段階では、全ての事業者に職場の全面禁煙または空間分煙を義務化とするとされていましたが、これが、国の支援策（受動喫煙防止対策助成金制度や、無料相談窓口、たばこ煙濃度等の測定機器の無料貸出等）を通して取り組みを勧めることにして努力義務化として落ち着いた形です。

受動喫煙を理由として被害を訴える労働者側が会社に勝訴した判決は多くはありませんが、慰謝料として5万円を認めた江戸川区職員事件（東京地裁平成16年7月12日判決）や、受動喫煙が原因で労働者が化学物質過敏症になったとして、会社から和解金700万円を支払った事例（札幌地裁滝川支部平成21年3月4日付和解）など、会社側の安全・衛生配慮義務違反を認めた事例もありますので、努力義務であるから一切法的責任を追わないということができないのは当然です。

文責：弁護士 壹岐 晋大

## 交通事故問題について取材を受け、Yahoo!ニュースで配信されました！

代表弁護士宮田が、酒気帯び運転で道路交通法違反の罪に問われた20代の男性に対して、那覇地裁が無罪判決を言い渡した事件（平成27年11月5日判決）について、交通事故問題・道路交通法に詳しい専門家として取材を受け、Yahoo!ニュースに記事が掲載されました。

記事の詳細は弊所ホームページよりご覧ください！

これから年末にかけて忘年会などで飲酒の機会が増えることと思いますが、**飲酒後の運転は大変危険ですので、「しない」「させない」を徹底し、楽しい年末をお過ごしください。**

前夜の酒が残ったまま、朝の「酒気帯び運転」で事故—なぜ「無罪判決」が出たのか？

弁護士ドットコム 11月15日(日)10時55分配信



写真はイメージ

酒気帯び運転をしたのに、無罪判決が出た。那覇地裁は11月5日、前夜に飲酒をしたのが原因で道路交通法違反（酒気帯び運転）の罪に問われた沖縄県内の20代男性に対して、無罪判決を言い渡した。

報道によると、男性は昨年10月6日夜、友人宅でビール4本と泡盛の水割り1杯を飲み、翌朝、同県宜野湾市で軽自動車を運転中に追突事故を起こした。飲酒から事故までに11時間半が経過しており、その間に6時間の睡眠をとっていたが、事故後の検査で呼気1リットルあたり0.39ミリグラム（基準値は0.15ミリグラム）のアルコールが検出されたという。

酒気帯び運転は「故意」でなければ罪に問われないが、那覇地裁の安原和臣裁判官は、男性は酒気帯びの認識が乏しかったと判断。「アルコール保有の認識を認める